

建設水道常任委員会会議記録（概要）

平成24年12月17日（月）

開 会 午前9時0分

※久保田委員欠席

**【議 事】**

石井委員長

本日は、12月7日に引き続き、議案第96号、議案第97号、議案第118号の審査を続けます。

○議案第118号 「所沢市下水道条例の一部を改正する条例制定について」

石井委員長

既に配付しております資料につきましては、委員のみ配付ということによろしいか。（委員了承）

**【補足説明】**

坂本下水道部長

12月7日の委員会審査で、汚水処理に係る負担割合に関する質疑に対し、平成18年度から国からの通知によって、汚水処理に係る負担割合が100%使用料となったと答弁しましたが、これは総務省がまとめた今後の下水道財政のあり方に関する研究会の報告書に記載されていたというものでした。汚水処理に係る負担割合については、昭和54年7月に既に現在の総務省の第4次下水道財政研究委員会の提言におきましても、汚水処理に係る維持管理費のうち、公費で負担すべき経費を除いた全額の

ほか、資本費についてもその対象とすることが妥当であるとしていまして、使用料で賄うことが示されていまして、前回の平成5年の下水道使用料改定の時におきましても、国の考え方は変わっていないというものでございました。発言の訂正をお願いするとともに、お詫びを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。

**【質 疑】**

桑島委員

資本費の分も負担するということがわかったが、今回の資料でほぼ100%にすると、資本費も含めた公費投入分に関しては、全額使用料で賄うという態勢だということによいか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

桑島委員

なぜ2割の分を負担しなければならないのかという議論になる。現実問題として、所沢市と同様の規模の自治体で、100%使用料で負担しているところはあるのか。

北田下水道総

経費の回収率の他市の状況ですが、100%に近いというのは市の段階では埼玉県内ですと、平成22年度の状況で、東松山市、日高市であり、その他は100%以下となっております。

桑島委員

近隣市の投資回収率を伺いたい。

北田下水道総  
務課長

川越市は84.5%、入間市は75.5%、飯能市は74.8%です。

桑島委員

これで8割ぐらいになると、県内ではもちろん平均に近づくということだが、全国的に見ても妥当な水準かなということを確認したい。石川県金沢市や東京都武蔵野市などについてはどうか。

北田下水道総  
務課長

石川県金沢市については資料を持ち合わせておりません。

石井委員長

ここで、配付した資料について、前回問題点になったことで、減価償却の考え方、公営企業法に関わることなど、何点か整理された資料があるので、資料の説明を受けてから、改めて質疑ということによろしいか。

(委員了承)

※配付された資料説明

【質 疑】

石本委員

資料「法適用後の資本費と一般会計繰入金の推移」における費用について、平成24年度における元金償還金のうち、汚水は約10億円となっており、公営企業法適用後の平成25年度における減価償却費のうち、汚水

は約12億円と費用が増えているが、それ以上に雨水の費用が増えているのはなぜか。

北田下水道総  
務課長

雨水は汚水と異なり、元金償還金よりも減価償却費の方が多くなります。雨水管については、補助金や起債、その他一般会計繰入金を入れて布設しますが、起債の部分がある程度少なくとも、減価償却費は補助金以外にも全て対象となりますので、増える率が多くなります。

石本委員

そうすると、汚水や雨水の対策をしなければならず、借金をして整備している。今までは、雨水の割合が少なくなっているが、企業会計にした場合は、実際に減価償却をかけると、雨水の費用の方が多くかかるという認識でよいのか。

北田下水道総  
務課長

そのとおりです。減価償却については、元金償還金の考え方とは異なり、結局その分が費用を配分している部分が多くなりますので、当然、雨水の部分が増えることとなります。

石本委員

資料「法適用後の資本費と一般会計繰入金の推移」における収入について、汚水にかかる分が12億9,000万円から8億3,000万円に減り、雨水にかかる分が5億8,000万円から12億円に増えているのは、あくまでも会計上の金額にずれが発生しているということなのか。

北田下水道総務課長 公営企業法適用後の一般会計繰入金については、下水道使用料を改定しない場合は32億円と試算しておりますが、改定率21.65%を適用した場合は、汚水分に下水道使用料が入りますので、約5億円減ります。雨水については公費負担の原則がありますので、そのまま減価償却を全部負担することになるので、結果的に一般会計繰入金の総額は増えることになります。

谷口委員 減価償却には定額法と定率法があり、資料では定額法を適用しているが、すべて定額法で減価償却をするという理解でよいか。

北田下水道総務課長 そのとおりです。

谷口委員 減価償却費とは、いわゆる会計上の費用であり、お金の移動はないはずだが、それが入ってきて一般会計からの繰り入れが増える、要するに一般会計から出るお金が増えていくという理解でよいか。

北田下水道総務課長 下水道使用料を改定して減額したとしても、それ以上に雨水にかかる減価償却等が増えますので、現在一般会計からいただいている汚水分が約5億円減っても、雨水分が約6億円増えることとなります。減価償却につい

ても、雨水分が約5億円増えますので、実質的には増えてしまうということになります。

桑島委員

公営企業会計を適用すると、雨水分の減価償却が認められ、早目に償還できるので、高止まりするのは分かったが、一般会計繰入金については、公営企業会計を適用すると、逆に認められるという理解でよいか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

桑島委員

汚水分については、減価償却といっても設備投資が終わっているので、比較的平準化しており、元金償還金もほぼ一緒だが、これから雨水分の償還が一度に増えるのを費用化し、前倒しで払っていくという感覚で、その代わりに一般会計の繰入金も払う。もしそれが、今は増えなくても、将来的には元利償還金が発生するので、リボ払いのように早目に償却するという理解でよいか。

北田下水道総

そうだと思います。

務課長

桑島委員

長寿命化の予測を見ると、ものすごい速さで技術革新が進んでいる。こ

の場合、下水道使用料で雨水分の減価償却費を賄ってしまう可能性について伺いたい。

北田下水道総  
務課長

長寿命化計画にもありますように、一番古い管から先に長寿命化しなければなりませんので、その点については、起こりうることは、ほとんどないと思います。

西沢委員

資料の下水道事業計画（案）の、下水道総合地震対策や下水道長寿命化対策の事業年数については、平成29年までしか記載されていないが、これらの事業はいつまで続くのか。

中村下水道維  
持課長

下水道総合地震対策事業については、平成29年までが短期、次が中期、その次が長期と3段階に分かれております。ただ、地震対策事業の後から長寿命化対策が創設されましたので、耐震化については、短期だけで終わるのか、中期や長期を行うことができるかどうかは、現時点ではわかりません。また、下水道長寿命化対策事業については、50年以上経過している施設を対象としており、まず、旧町地区から始めて、次に新所沢地区と続いていきます。

西沢委員

下水道長寿命化対策の事業費は、平成29年度が1億8,800万円となっているが、平成30年以降もこの費用が続くのか。

中村下水道維持課長 下水道長寿命化対策事業については、まず、カメラでどこが悪いかを調べますが、相当悪ければ、もう少し費用を要しますので、事業費は予測です。その事業時期については、今後も続きます。

中村委員 資料「法適用後の資本費と一般会計繰入金の推移」における現行の一般会計繰入金のうち、一般会計分等と書かれている部分については、現段階における下水道特別会計の純粋な赤字ということなのか。

北田下水道総務課長 これは、赤字ではなく、都市下水路に関わるものや、汚水処理の中で公費負担が認められる基準内繰り入れの部分も含まれております。

中村委員 平成23年度決算における一般会計繰入金の総額と、汚水、雨水、一般会計分等の内訳について伺いたい。

北田下水道総務課長 平成23年度決算における繰入金の内訳は、総額が18億3,678万7,000円、一般会計分等が1億8,352万5,000円、雨水等が入っております基準内繰り入れについては、5億1,685万1,000円、基準外その他が11億3,641万1,000円です。

中村委員 基準外その他の約11億円は、平成23年度における赤字分ということ

	<p>でよいか。</p>
<p>北田下水道総務課長</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>中村委員</p>	<p>公営企業会計適用後、平成29年度における一般会計繰入金の額は試算しているか。</p>
<p>北田下水道総務課長</p>	<p>汚水、雨水を含めた平成29年度の一般会計繰入金の総額については、30億326万8,000円と試算しています。これは現行のままとした場合です。経費回収率を80%、改定率を21.65%とした場合の一般会計繰入金については、24億9,814万3,000円と試算しています。</p>
<p>谷口委員</p>	<p>一般会計繰り入れ、基準内繰り入れ、基準外その他については、同じ一般会計の中でも性質が異なるので、区分されているということなのか。</p>
<p>北田下水道総務課長</p>	<p>この区分につきましては、本来、一般会計でやらなくてはいけない都市下水路について、一般会計からお金をいただくということです。基準内については雨水が入っており、雨水は下水法でも規定がありますので、下水で整備をするということは法で決まっておりますが、それについては公費</p>

負担の原則がありますので、その分の費用は一般会計からいただいている  
ということでございます。

基準外繰り入れについては、下水道使用料で賄いきれないもの、汚水に  
係るもので足りないものでございます。

谷口委員

足りないということは、赤字分を補てんするという意味なのか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

石本委員

下水については、汚水は私費、雨水は公費という原則があるわけだが、  
足りないということは赤字という考え方なのか。今まではそうではないと  
言って一般会計から繰り入れていると思うが、赤字というよりも、雨が降  
ってくることと市民の使用料などとは関係ないと思うので、企業会計化に  
あたっての考え方については、どういう風な考え方に転換するのか。

北田下水道総

務課長

雨水と汚水の違いを区別しないと説明できないかと思いますが、平成2  
3年度決算において、約11億3,000万円の基準外繰り入れがござい  
ますが、これはあくまでも汚水処理で足りない部分であり、雨水処理の費  
用は公費負担で一般会計からいただいております。それでも、汚水処理の  
費用が多く、下水道使用料を充当しても足りないわけですので、その分は

どうしても補てんしなければなりません。回収がある程度進めば、その部分の基準外繰り入れが減っていくことになると思います。

石本委員

下水道事業債の元金償還金は何年で償還するのか。また、下水管の減価償却は何年か。

北田下水道総務課長

元金償還金については、主に30年が基本となっております。管渠等の減価償却については50年が耐用年数となっております。

石本委員

資料「地方公営企業法適用に伴う減価償却費の考え方」を見ると、形式上は、減価償却費を元金償還金に充てるという考えだと思う。そうすると、仮に利息が付かずに3億円を30年で返すとしたら、毎年1,000万円ずつを返すという計算になるが、一方では、減価償却は50年なので600万円しか積めないことになり、1,000万円から600万円を引いた400万円は、元金を返せないことになると思う。一般会計からの繰り入れなどで賄えるかもしれないが、仮に個別で見ると、減価償却では元金償還金を賄えないことになると思うが、それでよいのか。また、仮にそうだとしたら、その差額というのは、下水道使用料で補うのか。

北田下水道総務課長

元金償還金がすべてということであれば、そのとおりですが、建設改良費用に充当する財源は、補助金や起債、その他の経費があります。起債と

は、費用の一部について起債をするわけです。ですから、減価償却費は補助金充当以外を費用の対象とし、償還金はその費用の一部となりますので、必ず内部留保とすることができるということになります。

谷口委員

資料の下水道事業計画（案）については、人件費を含んでいないが、平成23年度決算における人件費はいくらか。

北田下水道総  
務課長

総額約7億6,000万円です。

谷口委員

先ほど一般会計繰入金には3種類あるという話だったが、事業計画の中の平成25年度から29年度までの一般会計繰入金は、3種類の合計なのか。それとも、3種類のうち、その他繰り入れの部分なのか。

北田下水道総  
務課長

一般会計繰入金の内訳については、市街化調整区域の下水道整備事業のように、汚水整備ですので、使用料がどれだけ充当するかはわかりませんが、足りなければ基準外の繰入金が入るかと思います。合流改善等については、合流管の整備でございますので、これも汚水に係る部分と雨水に係る部分に分けられます。長寿命管も同じような合流管からやっていますので、その内訳があるかと思います。ですから、この中の内訳と言いますと、きっぱりと汚水の部分あるいは雨水の部分というのはなかなか、配分で変

わってきますので、総額的には出てきません。ですから、全部にまたがっているということです。

矢作委員

元金償還金と減価償却費の関係で、資料中の図を見ると、固定資産にかかった分を分割で6年間払っていくものと思っていたが、補助金の部分もあると内部留保ができるという話であった。詳しく伺いたい。

北田下水道総  
務課長

減価償却費は、資産計上後の資金回収ということで毎年配分して会計の中に内部留保して建設改良費の支払いや元金償還金の返済に充てていくということです、その中に一部元金償還金が含まれているということです。

西沢委員

1億円ずつ減価償却している中には、補助金の部分と元金償還金の部分の両方が入っているということか。

北田下水道総  
務課長

そのとおりです。ただし、公営企業会計制度の見直しが平成26年度から行なわれます。今は、補助金を抜いたもので減価償却を考えておりますが、平成26年度からはフル償却といいまして、補助金の額も含めた償却をする制度に変わります。しかし、補助金部分の減価償却費として、費用が拡大しますので、制度的には補助金の増えた分については収益に入れることができる見直しが行なわれます。

石本委員	管渠は50年もつのか。
中村下水道維持課長	50年経過しているのは、旧町と新所沢地区です。現在、旧町から長寿命化計画を策定しようとしており、カメラ調査をしているところです。
石本委員	手入れしながらでないと50年はもたないということではないか。
中村下水道維持課長	清掃や修繕はしておりますが、ほとんど手入れなしでも50年もつていきます。ただ、危ないところもございますので、カメラ調査をしております。他市町村に聞きますと、カメラ調査をして1、2割危ないところが見つかるということですので、本市においてもそのくらいを見込んでおります。
谷口委員	資料中の事業計画案で、現在と同様の状況で平成25年度もいくと、一般会計の繰入が合計で1億3,700万円、それに人件費の7億6,000万円を乗せて、合計で一般会計の繰入金という考えでよいか。
北田下水道総務課長	それ以外の雨水処理に係るもの、汚水処理に係るものもございますので、一概にこれで同じかといいますと、そうではありません。
中村委員	平成23年の決定は、仮に公営企業適用をして資産の状況が明らかにな

っても変わらないのか。

坂本下水道部長 平成23年度に決定されておりますので、企業会計移行後も当面はこの計画で進む予定です。ただ、公営企業化して資産の状況が明らかになって、会計の内容がさらにはっきりしてくるかと思います。仮に、将来的に資金繰りが難しい、維持管理が難しくなった場合には、その時点で審議会に再度諮るということも想定しておかなくてはならないと考えます。ただ、あくまでも、第1次の市街化調整区域については、第4期までということで動いていますので、基本的にはそちらで進めたいと考えておりますが、様々な要因がありますので、その時々状況に応じる必要はあると思います。

中村委員 平成23年の決定について、定期的に見直す審議会は開かれているものなのか。それとも、市側から諮問するという形になるのか。

坂本部長 審議会の条例につきましては、特に定期的な開催ということではありませんので、市側の諮問に応じてお願いしております。

西沢委員 今回の料金改定について、審議会でも5年毎の見直しという答申が出ていたが、これは想定のもとなのか、決定事項なのかどちらか。

坂本部長 審議会から答申をいただきましたのは、今回は料金改定の部分と、定期

的な見直しということで、5年以内の見直し期間を定めていただいておりますので、平成30年になる前に審議会を開いて今の料金が適正であるかご判断をいただく必要があるかと思います。ただ、それはあくまで料金改定に絡む審議会ということになりますので、市街化調整区域の事業をどうしていくかであるとか、今回は上下水道一体の審議会ですので、水道に関する重要な案件についてどうするかは個別に諮問する形になると思います。

石本委員

結局、費用をどこに転嫁するかという話であって、それは市街化調整区域の計画と密接に関わっている。別に諮問するといっても、現実問題は、それとリンクした議論をするわけだから、この計画は今後5年毎に見直していくという認識でいいのか。

坂本部長

今回の審議会については計画を見直すということではなく、あくまで料金改定についてどうするかということで諮問いたしましたので、それと計画とは別の考え方でございます。

石本委員

そうであるならば、計画はやめて料金だけ上げるということもありうるということか。

坂本部長

汚水処理に係る経費については、あくまでも100%回収という原則が

ありますので、それに基づいて動かなくてはなりません。それに加えて、市街化調整区域の計画があるわけですが、市街化調整区域の事業を行う場合にはそこも含めて料金はどうあるべきかという議論が必要だと思えます。仮に、やめたとしても、現状では回収率は100%に達していませんので、原則として100%を目指していく必要はあると思えます。

休 憩 10時15分

(休憩中 協議会開催)

再 開 10時25分

矢作委員

使用料収入について、平成29年度に改定率52.07%、経費の回収率100%を目指すとしているが、経費回収率100%の根拠はなにか。

北田下水道総務課長

汚水に係る費用については私費で負担いただきますが、雨水に係るものは自然現象に起因することから公費で負担することになります。また、総務省の見解からも汚水は私費、雨水は公費という原則が提言等にも記載されておりますので、それに基づく考え方で進めています。

**【質疑終結】**

**【意 見】**

中村委員

至誠クラブを代表して意見を申し上げます。議案については、現状の下水道会計の状況を質疑でお伺いをし、値上げせざるを得ないという状況は理解できました。

2点申し上げますが、計画の中に織り込んだ市街化調整区域の下水道事

業については、公営企業会計化に伴って資産の状況が明らかになった時点で、もう一度上下水道事業運営審議会を開き、その時の状況を示していただき今後の対応について検討をいただきたい。もう一つは、汚水処理費の経費回収率を100%とした場合、改定率52.07%になるという設定で議論がスタートしていますが、さらなる経営改善の努力をしていただき次回の見直しに際しては、52.07%以下になるようにしていただきたいと思います。以上を申し上げて賛成といたします。

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第118号に反対の立場から意見を申し上げます。

厳しい経済状況の中、下水道料金の値上げが答申されました。審議会でも消費税の段階的値上げや電気料金の値上げが行われる中で、困るといった声が大きく聞かれました。今回の21.65%による影響額は、総額で5億円、1世帯当たり年間3,500円の負担増となります。下水道事業は公衆衛生の観点から自治体が責任を持って運営を行うものです。これまで当市は、下水道特別会計で一般会計からの補てんによって下水道事業を行ってきました。現在、公営企業化が検討されていますが独立採算が求められ汚水処理費用も使用料で全額賄うとなると、さらなる料金の値上げが懸念されます。下水道事業の公営企業化には反対ですので、この議案には賛成できません。

石本委員

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。今回の値上げの理由として主に減価償却費の費用をどのように賄うのかというのが値上げの大きな理由の一つであったと思います。公営企業会計のルールが国でもまだ流動的で質疑では将来的な資産の額が流動的であることもわかりました。減価償却費の金額も当然変動していくわけで今後の値上げの根拠となっている減価償却費の数字自体が動く可能性があります。しかし現時点では一般会計の繰り入れ状況を見ると今回の料金改定はやむを得ないと思いますが、今後は減価償却費の金額が流動した場合などには速やかに上下水道事業運営審議会などに状況を報告し審議をしていただきたいということを申し述べて意見といたします。

近藤委員

所沢フォーラム“おおぞら”を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。本議案は、本会議や委員会での答弁を聞き、趣旨、値上げの決定までの手続きなど慎重かつ画期的な判断をされたと評価いたします。改定後でも県内で下から4番目ということですので、市民の皆様にもご理解いただけると判断いたします。今後も適宜見直しを怠ることがないように注意するとともに、これに甘んじて無駄な費用を使うことのないよう注意することも強く申し上げ、賛成の意見といたします。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第118号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべき

ものと決する。

○議案第97号「所沢市下水道特別会計補正予算（第2号）」

**【補足説明】** なし

**【質 疑】**

矢作委員

この補正予算は下水道料金を改定するから計上された予算なのか。

北田下水道総

そのとおりです。

務課長

**【質疑終結】**

**【意 見】**

矢作委員

日本共産党所沢市議団を代表して議案第97号に反対の立場で意見を申し上げます。

今回の料金改定には反対ですので、本議案には賛成できません。

**【意見終結】**

**【採 決】**

議案第97号については、挙手多数により、原案のとおり可決すべきものと決する。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前10時37分

○議案第 96 号「平成24年度所沢市一般会計補正予算（第7号）」

当委員会所管部分（建設部）

【補足説明】

沖本建設部長

12月7日の委員会審査で、視覚障害者誘導用ブロックの種類について質問がありましたが、調査したところ、2001年9月に制定された工業標準化法の中で、ブロックの寸法や形状等について、日本工業規格（JIS）で規格化された製品とのことでした。

石井委員長

既に配付しております資料につきましては、委員のみ配付ということでよろしいか。（委員了承）

※配付資料の説明

休憩 午前10時54分

（現地調査）

再開 午後1時0分

※配付資料の説明

【質 疑】

西沢委員

県から計画策定の依頼が来て、それに対して2路線を決定し、県に計画を提出した。その後、2路線について決定が行なわれたのが平成16年であり、この電線地中化の歩道整備をするのは、既定事項だったわけである。その上で、平成18年の要望はどういう位置付けだったのか。

沖本建設部長

所沢市内でどこの路線が、電線地中化が可能であるか検討した中で、その2路線を選定し県に回答しました。その事業計画は無電柱化推進計画でして、平成16年から平成20年までの5カ年の計画の中で市が手を挙げ、その後、地元から改めて地中化の要望が出たということでございます。

西沢委員

ハナミズキ通りの計画は、要望書がきっかけではないということか。

沖本部長

ハナミズキ通りにつきましては、以前から議会において電線地中化についての一般質問がありました。そういった経緯がありまして、県からの計画策定の依頼があり、市も電線地中化の計画を策定しました。

西沢委員

要望書は関係なかったということか。

沖本部長

1つのはずみにはなったかと思います。

矢作委員

県に2箇所要望を出しているが、その他にも検討していた場所はあるのか。

沖本部長

特になかったと思います。

矢作委員

県に2箇所要望を出した際、最終決定をした当時の市長は誰か。

沖本部長	齋藤市長でございます。
中村委員	資料中にあるコンサルタント会社は同じか。
仲道路建設課 長	同じでございます。
中村委員	資料中のその3についても、東京電力との協議は中断したのか。
仲課長	一時中断しました。
中村委員	この工事が全体的に遅れた理由は、東日本大震災の影響やコンサルタント会社の倒産ということがあると思うが、3工区が完成し、1工区、2工区は完成しなかったというのは、関係者や占有者との協議が整わなかったというのが、一番大きな理由と考えるが、その点についてはどう考えているか。
仲課長	1工区、2工区につきましては、地下埋設物、道路や交差点の問題があったかと思います。
沖本部長	補足いたしますと、基本的には1工区、2工区、3工区は同じ設計会社

に発注をいたしまして、最終的に1つの路線として設計しております。最終的にその変更設計の調整が終了したのが、平成24年1月でございます。その時には、1工区、2工区及び3工区を同時に占有者との協議が終わっております。3工区につきましては、4月以降も工事ができたことから完成いたしました。

中村委員

コンサルタント会社の倒産や東京電力の影響は関係ないのではないかと。

沖本部長

1工区、2工区及び3工区ともに、平成24年1月以前に変更設計が滞ってしまったということでございます。

桑島委員

1工区、2工区の方が、今回、補助金の返還になるということかと。

沖本部長

1工区、2工区の方が補助金の返還となります。

桑島委員

2工区の工事を事故繰越してはいけないのかと。

沖本部長

その点につきましては、財政課との協議が不十分であったため、繰越明許だけで終わりにしてしまいました。また、2工区につきましては、起債を充当しておりましたが、今回、起債の返還もございまして、補助金に対しては限られた起債を充当することもございまして、事故繰越ができなか

ったということでございます。

桑島委員

今回、事故繰越ができない理由は何か。

仲課長

平成24年1月に協議が整ったことから完成を見込み、県には完成見込みの報告をいたしましたことから、手続きが進んでいったということでございます。

桑島委員

なぜ2工区はできなかったのか。

沖本部長

平成24年3月末で終わる見込みで事業を進めていた関係上、起債の返還時期を失ってしまったということでございます。

桑島委員

事故繰越ができるような状況であれば、2工区の補助金返還はなかったという理解でいいか。

仲課長

平成24年1月の調整会議の際に、電力会社も最終的な図面の確認を行い、ボックスの発注をいたしました。工場や請負業者の話によりますと、順次、造ったものを現場に搬入し集中的に工事をすれば、なんとか3月いっぱいには完成するということもございましたが、ボックスの完成が遅れたというのも1つの要因でございます。

桑島委員                   ボックスを造っている業者はどこか。また、この工事を請け負った業者はどこか。

仲課長                   日栄建設株式会社が請負でございます。

桑島委員                   日栄建設株式会社に対し、損害賠償請求もありえる。2工区については、事故繰越さえしていれば、半分は貰えたわけである。最終的な責任は市にあるとはいえ、日栄建設株式会社が明確に3月までにできるといっておいて、いつからできませんといったのか。いったい誰に責任があるのか。

沖本部長                   市が全体の工程管理をしなければならないことから、市に責任があると考えております。

桑島委員                   迷惑をかけられておいてそのままがいいのか。単純に半額だとして、いくら返すことになるのか。

沖本部長                   1工区、2工区を合計すると、8,400万円でございます。

桑島委員                   単純に割振りすれば、4,200万円の損害が発生した。3月末までにできると業者が安請け合いし、市も了承した。念のため事故繰越をしておくべきところをしなかったのは、不作為ではないのか。

沖本建設部長 市として、業者の工程表をより入念に確認していれば、このようなことにならなかったと考えています。業者に詳細な工程表を組ませるべきであったと考えており、確認等が甘かった面があると認識しています。

谷口委員 人員配置の問題で工事が遅れたということなのか。

沖本建設部長 それに加えて、工場での生産の遅れもあります。

桑島委員 発注段階において、業者に対しての審査が甘かった面があると思うが、同時に、工程表の管理も十分にできないような業者に発注したことについて、業者の選定はどのような形で行っているのか、指名競争入札なのか。

沖本建設部長 一般競争入札です。また、途中で設計委託業者が倒産したこともあり、その後の図面作成等について、施行業者と頻繁に協議等行ってきた経緯がありますが、その際に施行業者にもかなりの負担をかけてきた面もあります。

桑島委員 3工区の工事に関しては、繰越明許し、本年に完了させたということであるが、その要因は3工区の工事に集中したということなのか。

沖本建設部長 各工事は連関しており、全体を考慮する必要があるため、3工区のみを

先行して進めていくことはできません。また、現場の担当者と調整等を要した経緯がありますが、設計段階での図面がそのまま生かせなかったことも工事が遅れた一因です。

石本委員

議論を聞いていると、業者は「3月末までに工事を完了できる」と言っていたとのことだが、人員の手配等が十分にできず、配管の設計も変更になった。そういったことに伴い、当然、業者から予定の期日までの工事の完了が厳しくなった旨の報告が市へあったかと思う。市はそういう報告をいつ頃受けたのか、また、どのような報告であったのか。

沖本建設部長

2月の半ばに完了していれば、次の工程へ進んでいくところでしたが、3月に入っても出来上がらない状況で、1カ月では相当厳しいという話でした。

石本議員

この話は3月定例会中であったと思うが、事故繰越として次年度へ繰り越すために、議案を提出する等の考えはなかったのか。4, 200万円の補助金を返還するわけであり、大きな事柄であると思うが、どのように考えていたのか。

沖本建設部長

事故繰越としての手続きを行う選択肢も考慮しましたが、先ほど答弁しましたとおり、1月、2月の時期になってしまったため、起債の問題で事

故繰越ができなかったのが現状です。

石本議員

今後、こういうことが起きた際、3月の時期においては、繰り越し等の手続きはできないということか。

沖本建設部長

この度の件があったので、現在、財政課等と協議し、もう少し早い段階から工事の進捗管理をしていくことへ事務を改めています。工事の進捗管理に関して、契約課、財政課の問い合わせに対し、工事の実施状況等について、逐次調書を作り調整しています。

谷口委員

工事は年度末までには完了しないという判断をして、起債との関係から、結局、事故繰越は難しいと判断したのは何月何日頃なのか。

沖本建設部長

3月10日頃です。

桑島委員

ボックスの製作費用はこれからどうやって捻出するのか。市の予算の負担分だけでボックスの製作は済むのか。

沖本建設部長

1工区、2工区工事を合わせて、3,300万円あるいは3,200万円へ変更して、ボックスの製作は終了しました。

桑島委員

なぜ、ボックスができなかったのか。

仲道路建設課

長

ボックスは、強度がでるまでに幾つかの工程を経る必要があります。工場にはフル生産をお願いしましたが、所沢市のものだけを作るわけにはいかない面があったため、十分でなかったと考えます。

桑島委員

例えば、1工区の工事は間に合わないということが見えてきたのだから、2工区の工事の分だけを早めに発注し、少なくとも、2工区のボックスの完成を優先するという考えはなかったのか。

仲道路建設課

長

2工区の工事を事故繰越しても、後がないため、とにかく両方を進めていく考えでした。

桑島委員

1工区はあきらめて撤退し、例えば2工区の工事に集中したら、2工区だけは救えたかもしれないが、うまくいけば両方救えるかもしれないという考えから、ボックスの製作も2工区に集中せずに両方やったということなのか。

仲道路建設課

長

補助事業でやっていますので、出来高分の補助はいただけると考えていました。県に相談しましたが、認められないとのことでした。

谷口委員	事故繰越をするには財務担当としっかり協議しながら進めなければならぬとすると、何月何日までが期限であったのか。
沖本建設部長	10月、11月頃までとのこと。
中村委員	そもそも、道路占用というのは許可性であり市に裁量があるということ でよいか。
沖本建設部長	市が許可しています。
中村委員	道路は市のものという理解でよいか。
沖本建設部長	そのとおりです。
中村委員	この問題点は、道路を拡幅するのであれば、新たな財産の取得が必要であり、私権の制限とか私権との調整がありうるわけであるが、ただ、地下は占有権を有しておりかつ道路は市に帰属していることから、関係者との協議や占有者との協議が整わないということは工事が遅れる理由にはならない。新たに用地を買収するのであれば、そこで売る、売らないで工事が延びることはありうるわけであるが、これは市の持ち物であるし、占有権も市が裁量権をもっているのだから、それを理由に工事が遅れることは

あつてはならない。あるということは、地元との付き合い方も含めて、政策の決定や執行プロセスに大きな甘さがあったということを指摘せざるを得ない。通常の道路拡幅工事のように、地元との調整にしても、地権者との交渉とは違う手法で処理されなければならないはずである。政策決定プロセス上において、いわゆる私有財産との処理の仕方と同じようにやっ  
てきているという印象を受けたが、その辺はどうなのか。

沖本建設部長

そういう話であると思います。ただ、市としては、あくまで地元と話し合  
って進めていこうと考えています。

中村委員

それは、いわゆる土地の売買が発生したりする事業とは、まったく異質  
である。そのために実際に市に損害を与えてしまうという問題は認識して  
いたのか。

沖本建設部長

認識はしていたのですが、キュービクルの移設に関する同意について  
は、川越県土整備事務所も文書によらず、口頭で了解をいただき行ってい  
ることから、当市としても、今回、口頭で調整を行ってきました。地元か  
らそういう移設の話があった段階で、地元において再調整してもらおうとい  
う手法もあったと思います。

石本委員

平成21年の10月から12月において、不同意2名があつて、相当な

時間を要したということだが、こういう段階で、きちんとやるべきであったと思うが、要望書を提出した小手指まちづくり協同組合や小手指町1丁目町会とは、どのような交渉を行ったのか。

仲道路建設課  
長

小手指まちづくり協同組合や小手指町1丁目町会には、聞いておりません。

沖本建設部長

地元から要望が出ている事業でありますし、市から始めた事業でもありますので、問題があった時は、本来であれば、地元で1回戻して、地元として、再度、調整してくれないかということを使うべきであったと思います。

西沢委員

当初、工事が遅れた主な理由として、地下埋設物が支障になったという説明であったが、むしろ、地元の地権者の方との協議が整わないということの方が大きな要因であったという理解でよいか。

仲道路建設課  
長

地元と調整している間においても、地下の調査等は行っており、図面の修正においても時間を要しておりました。地元との調整のみが遅れの要因であったわけではありません。

西沢委員

地下埋設物の関係で、地上機器の設置位置を変更せざるを得ないという

ことだが、地元の地権者の方との協議が不成立になっていくことはなかったのか。

仲道路建設課  
長

地上機器がでていて、協議が不調になったということはありません。

桑島委員

震災の発生が工事遅滞の理由にあるが、そもそも、1工区の工事に関しては、震災前に終わるべき工事であり、そもそも、この工事をする能力がないのに始めたとしか思えない。補助金を返還した事例というのは、担当者が聞いたことがないとの話も聞いており、平成23年3月に事故繰越をしているということ、しかも、コンサルタントの倒産は平成24年3月であって、そもそも1工区は、もう完了している話である。なので、いままでのことを理由とされても、そもそもの時期までにできなかった原因はまったく解決しない。やはり、関係者との調整等の影響が、1工区の工事を見る限り多いと言わざるを得ないが、どう考えているのか。

沖本建設部長

確かに、1工区の工事に関しては、平成21年度からの事業であり、遅くとも22年度頃までに終了していなければいけませんが、19年度に設計委託をし、その中で、21年度からは補助事業として補助金をもらって、いこうという形で補助金の申請をしたわけであり、少し申請が早かったと考えています。図面が出来た段階で、決まってから申請すればよかったと

考えています。ただ、補助金は、受け入れてしまうと、12月頃には返還する手続きが必要になります。一度返還すると、次に申請を行いつづらくなりますので、事故繰越として事業を続け、今回の結果を招いてしまいました。

桑島委員

結局これはどうするのか。まさか、残りの事業を来年の予算で全額市費において出すことを考えているのか。平成16年の3月議会の石井道路公園部長が、電線の地中化事業は多額の事業費が必要なことから、国庫補助を受けて実施することとなりますと言っている。市民の大事な税金を市の単独事業として新年度予算を計上することは想像しにくい。現在、当然予算要求をしているかと思うがいかがか。

沖本建設部長

現時点では、事業費として計上しています。ただ、今後につきましては、補助金等を含めまして、財政サイドと相談しながら検討したいと思っています。

桑島委員

予算化して、補助が下りるという可能性を期待しているのか。

沖本建設部長

補助金については、機会があるごとに要望していきたいと考えています。

桑島委員

今日、現地を視察してよくわかったが、途中で止めるということは大変であると感じたが、もし、来年度予算要望を行い、工事が完了すると、再来年度以降は補助金が出なくなる。工事が完了した事業に後から補助は出ない。考え方としては、もう一年様子を見て、しっかりと国土交通省と話をし、その次の年度に満を持して申請するというように、少なくとも1年間は様子を見た方が、もらえる補助ももらえなくなる可能性があると思うが、その辺はどういう見解をしているのか。

沖本建設部長

3工区を補助対象として、認めていただいたという経緯は、1工区、2工区を市の方で引きつづき事業をやっていくということが前提にあり、3工区を補助事業として事業化させていただきました。結局、補助金ですので、最終的な事業効果がなければ、3工区についても、補助金の返還の話が出てきますので、来年度についても、額の大小はありますが、引き続き、今の事業を進めたいと考えています。補助金につきましては、電線地中化後に歩道の整備等もありますので、改めて補助事業として国の方に申請していきたいと考えています。

桑島委員

そもそも、来年度に予算を申請しても、これから予算編成であり、政権も代わったから補助事業の有無はわからないかもしれないが、1年はとにかく様子を見て、その次であれば、その次に箇所付けの対象となるかもしれないが、しかも工事はほぼ終了するわけであり、そうすると国の補助金

は、来年の途中からもう一度申請してもらえるとこの認識なのか。

沖本建設部長

工事に着手したものについては、補助金は難しいと考案ます。

桑島委員

では、着手した1工区、2工区は補助金をもらえないという理解でよいか。

沖本建設部長

最終決定をいただいたわけではないので、補助金がもらえるかももらえないかについては、今後、要望をしていきたいと考案しています。

桑島委員

本当の話として、補助金は要望したらもらえそうなのか。

仲道路建設課

1工区、2工区については、まだわからない状況ですが、その後の歩道の整備については補助金を申請していく予定です。

桑島委員

地中化については、工事に着手したわけであり、補助金は、ほぼ受けられないことになる。しかも3工区の補助金を受ける条件として、1工区、2工区を完成させなければならず、当然これをやらないことには歩道の補助金であっても補助を受けられない。つまり、電線地中化に関する1工区、2工区の補助金はまず無理であり、ただ、その上の歩道整備に関しては、補助の申請の余地があるという理解でよいか。

沖本建設部長

市としては、県ないし国に対しては、機会があれば、発注する前であれば可能であるので、例えば、補助金は秋、又は、春先において、補正等の関係で補助金の利用について通知が来ますので、そういう機会を見て、申請していきます。

桑島委員

機会をとらえるのは、要するに、限りなく希望的で、今のメニューにはないということなのであり、素直に考えれば、地中化については、少なくとも市単事業で8,400万円をかけない限り、実現は難しいという理解でよいか。つまり、新しい補助金制度がこれに適合するものとして創設されない限り、現行の制度の枠組みにおいて補助を望むことは難しいという理解でよいか。

沖本建設部長

今回の調書では、来年度約1億3,000万円を載せていますが、それを2カ年に分割した場合、再来年度について、補助金の交付を受けることが可能かどうか検討していきます。ただ、ボックスは出来上がっていますので、その設置工事が、補助事業として成り立つかどうかは、今後協議の必要があると思います。

休 憩 午後1時55分

(休憩中協議会開催)

再 開 午後5時24分

石井委員長

議事整理日に審査を行いたいとの要求があったがよろしいか。

(委員了承)

石井委員長

審査の途中だが、本日の審査はこれまでとし、明日、12月18日(火)

午前10時から審査を行うことよろしいか。(委員了承)

散 会 午後5時25分